

第44回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成24年1月25日

開催場所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

第44回大阪府環境審議会

平成24年1月25日

司会（足立主査） 定刻になりましたので、ただいまから第44回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の足立でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の柳楽からあいさつ申し上げます。

柳楽環境農林水産部長 皆さんおはようございます。大阪府の環境農林水産部長の柳楽でございます。第44回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろから環境行政をはじめ、府政の各般にわたりまして、ご支援、ご協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。

本日は、新たなエネルギー社会づくりについて、及び生活環境の保全等に関する施策の見直しについて、2件の諮問案件がございます。

エネルギー対策につきましては、これまで国やエネルギー事業者が推進するものと考えられてきましたが、東日本大震災による原子力発電所の事故の影響を受け、電力需給がひっ迫するなどの事態が生じており、府民の安全・安心の確保のためにも、今後、エネルギー対策は地域の問題であることの認識をし、積極的に取り組んでいくことが重要であると考えておるところでございます。

このような状況のもと、府下における中長期的なエネルギー施策の方向性などにつきまして、審議会のご意見をお伺いするものでございます。

次に、生活環境の保全等に関しましては、市町村への規制権限の移譲など、施策を取り巻く状況が変化する中で、大阪府が果たすべき役割を明確化し、より効果的に施策を推進いたしますため、そのあり方について審議会のご意見をお伺いするものでございます。

また、本日は部会からの報告が3件ございますが、部会におかれましては、精力的にご検討いただきましたこと、この場をおかりいたしまして厚くお礼申し上げます。

委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 次に、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきましたもの以外に、追加、差しかえがございます。お手元に、まず議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、その裏面に本日の出席者名簿、あと、出席確認票をお配りしております。出席確認票につきましては、委員及び幹事の皆様への報酬等の手続に際して必要な書類になりますので、お手数でございますが、お名前のご記入をお願いいたします。

続きまして、資料1-1、2-1は、それぞれ本日諮問させていただきます諮問文の写しでございます。資料2-2につきましては、一部修正がございましたので、資料を差しかえていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、追加の資料としまして、資料3、大阪府環境審議会野生生物部会報告書でございます。そのほかの資料につきましては、事前に送付させていただいたとおりとさせていただきます。

続きまして、11月に開催しました第43回環境審議会以降に新たにご就任いただきました委員のご紹介をさせていただきます。

大阪市長、橋下委員の代理の吉田様でございます。

吉田エネルギー政策部長 大阪市エネルギー政策担当部長の吉田と申します。

橋下市長は、今日は市議会の決算委員会へ出席用務のため欠席させていただいております。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

その他のご出席の委員、及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にて、ご紹介を省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち30名の方のご出席をいただいておりますので、府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、続きまして、本日諮問事項が2件ございますので、資料1-1、

2-1により、大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

柳楽環境農林水産部長 それでは、私のほうから知事にかわりまして諮問文を交付させていただきます。

平成24年1月25日、大阪府環境審議会会長・奥野武俊様、大阪府知事・松井一郎。

新たなエネルギー社会づくりについて、生活環境の保全等に関する施策の見直しについて、以上の2件について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願い申し上げます。

司会 それでは、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思えます。

どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長 皆様、おはようございます。改めて、よろしく願いいたします。

新たな諮問事項2件と報告事項が3件ございますが、まとめてということで、少し時間がかかるのかなと私は予想しておりますが、進行についてご協力よろしく願い申し上げます。

それでは、最初の審議事項第1件目が、今、先ほど諮問がございました新たなエネルギー社会づくりについての諮問でございます。

これについて、事務局から説明をお伺いしたいと思えます。よろしく願いします。

山本副理事 おはようございます。大阪府環境農林水産部の副理事の山本と申します。お手元の資料1-1の裏面及び1-2についてご説明させていただきます。

まず資料1-1の裏面をごらんください。諮問の趣旨をまとめておりますが、簡単にご説明いたします。

原子力発電所の事故を契機として、原発の安全性への関心が非常に高まっておりまして、全国の原子力発電所が次々と停止している状況にあります。それは皆さんもご存じのことかと思えます。特に、関西においては原発依存度が高いということで、電力需要がひっ迫するという事態に至っております。

我が国におきましては、産業部門の省エネ化というのは随分進んでおりまして、またさらに業務、家庭部門におきましても、エネルギーの効率的な利用、

もしくは消費抑制という動きが浸透し始めておりますが、既に都市全体がエネルギー多消費型になっております。そういったことから、今後とも電力・エネルギーの確保が重要な課題でもあるということを、再認識させられております。

こうした状況下、幾つかの課題がありまして、再生可能エネルギーなどエネルギー源の多様化をいかに進めるか、あるいは地域分散型のエネルギーシステムの構築、住宅やオフィスのエネルギー消費の抑制などをどのように進展させていくかといった課題であります。また、災害発生時に、情報伝達を確保したり、必要最小限の活動が維持されるような、自立できるエネルギー供給システムといったことも重要になってきております。

これまで、エネルギー対策というのは国策という見方を我々もしてまいりましたが、今後は地域の問題でもあるという認識のもと、エネルギー消費をできる限り抑制し、災害にも強く環境に優しい新たなエネルギー社会づくりを進めることが急務となっております。そうしまして、府民や事業者の安心・安全を高めるとともに、さらには新エネルギー、省エネルギーの技術の蓄積も活かした地域経済の活性化にもつなげていきたいという思いもございます。

また、現在、大阪市においても、エネルギービジョンを、そこに書いてある角度から検討中であります。大阪府域は府域のエネルギー消費の約4割を占める大消費地であり、大阪府・市一体となって考えていく必要があると、そのように思っております。このような状況にかんがみまして、府域における中長期的なエネルギー施策の方向性など、新たなエネルギー社会づくりについてのご審議をお願いしたいと、こういうことが趣旨になっております。

続きまして資料1—2をお開きください。

表面の左上に諮問の趣旨を枠囲みしておりますが、今申し上げました要点を書いておりますので、ここは省略させていただきます。

続きまして、関西における電力需給と、背景となるデータをご説明したいと思います。

最初に円グラフが出てまいりますが、関西電力の発電電力量は、原子力発電の割合が45%ということで、最も高くなっております。これは、全国平均は29%の割合ということになっておりますので、関西電力が他の電力会社に比べて最も高いという状況にございまして、それがその次の横長の表がございま

すけれども、北海道から始まりまして、真ん中あたりに関西と書いてあります。その欄の一番下、括弧で▲19.3%となっておりますが、これは、今年の夏に一昨年並みの猛暑の状況になった場合に、供給力に対して需要が上回りました、約20%の供給不足になるという予測を示しております。

繰り返しになりますが、原子力発電所の依存度が高いということで、関西が全国の中で一番厳しい状況ということになっております。

続きまして、再生可能エネルギーの状況について、ご説明します。

その下の表ですが、太陽光発電、風力発電等、上の行に幾つかの発電のメニューが書いてありますが、こういったものが再生可能エネルギーと言われております。そこで、太陽光発電の一番上の欄に4127という数字がございます。これは、大阪府域における太陽光発電の導入ポテンシャルというものを示しております。最大限の太陽光発電が導入されますと、括弧内の7.0%、これは大阪府の消費電力量の7%は太陽光発電で補えるということを示しております。そういう推計値を示しております。ただし、これは表の下の脚注で細かくて恐縮ですが、※2のところにありますように、住宅、ビル、工場等すべての建物の屋根の上に太陽光パネルが設置されたらどうかという、そういう推計を示しております。

これに対しまして、その下の表の中の真ん中のところの太陽光のところ、150という数字が上がっております。これも単位は100万キロワットアワーでございますが、2010年には大阪府域でこれだけの太陽光発電の発電実績があったと推計されるという結果を示しております。

続きまして右上のほうですが、再生可能エネルギーを熱として使う場合ということで、2行目に太陽熱利用、下水熱利用等々書いてありますが、こういった熱源の利用というものも推計されております。具体的な数字は省いておりますが、大阪府域における熱利用の導入ポテンシャル、やはり太陽熱がそのほとんどということになっております。この太陽熱利用は、晴天時には、屋根の上に設置しますと約60度の温水が得られて、住宅における給湯あるいは暖房はほとんど賄えると。ただし、晴天時という条件でございますが、そのような状況になっております。

続きまして、国における最近のエネルギーをめぐる動向でございますが、い

ろいろなエネルギーの組み合わせを考えていく上で、発電コストがどの程度になるかということも非常に大きなポイントになってまいりまして、昨年12月に試算結果が公表されております。一番最初の原子力というのは、1キロワットアワー当たり8.9円からということですが、これは事故費用の確定がまだなされておられませんので、下限値のみが示されていると聞いております。

いろいろな発電について書かれていますが、後ろから2番目の、太陽光（住宅用）というところがございます。これは、現在2010年では大体33円から38円ぐらいの費用がかかっていると。設置費用が大半になりますが、これに対しまして、2030年ごろには、もう少し量産、普及が進んでくると、10円から20円ぐらいまでに下がってくるのではないかといった推測がなされております。

このほか、エネルギー基本計画の見直しということで、総合資源エネルギー調査会でありますとか、大臣会議でありますエネルギー・環境会議といったもので、いろいろな検討が今なされているところでございます。

続きまして、下の枠囲みの中のグラフをごらんください。ここに、大阪府域の夏期のピーク時、非常に温度が高くなって、よく言われます、高校野球等で非常にテレビもたくさんついているというふうな時期が想定されるわけですが、そのピーク時における需要と供給のイメージを書いております。数字は上げておりますが、公表されているデータ等から、大阪府が試算しておりますので、このようなイメージということでとらえていただくとありがたいかと思いません。

先ほどもありましたように、国の推計では、最大需要に対して供給力が2割ほど不足するという状況でございます。これを何とかカバーする必要があるということで、おそらく夏においても、家庭、オフィス、書いていませんが、産業ももちろんなんです、そういう電力需要の抑制、節電をお願いしていくということになろうかと思いません。

それから、既に太陽光パネル等がかなり設置されておりますし、あと自家発電といったものもありますので、棒グラフの真ん中のあたりにそのあたりが入ってこようかと思いません。

それから、電力事業者のほうでもいろいろ努力をされていくわけですがけれど

も、供給側による供給力の積み増しを、いろいろな角度から努力されるといったことで、上からと下からで何とかこの不足を補っていくというのが、当面の状況かと存じます。

これに対しまして、2020年ごろということ、右側に棒グラフをかいてありますが、一番上は点々にしておりまして、省エネ行動の定着、それから機器の更新、それから断熱性の向上等ということで、エネルギー需要そのものが少し抑えられていくということで、ここは点々にしておりまして、地域としましては、再生可能エネルギー等をしっかりと入れていく必要があるだろうと。それから、もう既に新聞報道等でいろいろなされておりますが、原子力発電所の依存度低下に伴いまして、それに代替するものということで、高効率の火力発電の増設といったものも、いろいろ議論されていこうかと存じます。

このようなもののイメージを持って、ご検討をお願いしたいということですが、裏面をお開きください。

お諮りしたい主な事項としまして、4点上げております。

1つは、そういう国のいろいろなエネルギー政策というのが、間もなく出てまいりますので、それも踏まえまして中長期のエネルギーの、府域における需給の姿といったものを、いろいろな角度から見ていただきまして、(2)でございますが、対策の観点ということで、①から④まで、これは今まで事務方でいろいろ検討してきた立て方の案をお示ししております。それから(3)としまして、地域でそういうことを進めていく、エネルギー対策を進めていくに当たっての方策を、これも案としてお示ししております。1つは省エネ行動の定着ということで、これはどちらかというとソフト対策的なものをイメージしております。これに対しまして、既に照明をかえたり、省エネの最新の家電に買いかえたりしておられる府民の方もおられます。それから住宅とか建物の断熱向上、これはどちらかというと、ハード対策で省エネという部分を書いております。それから太陽光発電等といいますのは、再生可能エネルギーのさらなる普及、拡大ということと、それから蓄電装置とか自家発電といった、これは電力需要のピークを、需要側から少しでも下げていくと。あるいは、ピークシフトというようなことも含めまして、電力供給の安定化に対して、需要側からも何かできる工夫はないかといったものも、方策の1つかと考えます。

それからやはり、自らが災害を受けるということも不幸にしてあり得るわけですから、そのときのエネルギーをどう確保するかということも、あわせて考える必要があろうかと思っているところでございます。

それから、それらを踏まえまして、そういったことを進めるために、どのような仕組みが必要なのか、いわゆる法制度化ということもあろうかと思いますし、いろいろなインセンティブで誘導していく方策はないかといったあたりも、ぜひともご審議いただきたいポイントになってまいります。

それから検討スケジュールですが、事務局としましては、そういった専門的な検討を集中的にお願いするために、部会を設置していただきましてご検討いただけたらと考えております。非常に世の中全体の動きが速くなっておりますので、3月、4月ぐらいに、施策の方向性、メニューといったあたりを一定中間取りまとめをお願いしまして、それから国でいろいろ固定価格買取制度の検討がなされておりますので、そういった動きも踏まえながら、推進するための仕組みも含めまして、できますれば7月ぐらいにご答申をいただければと願っております。

それから、残りは参考データということで、府域のエネルギー消費の推移でありますとか、燃料別のエネルギー消費量の推移等をお示ししております。

本日は、時間の都合もありますので、説明は省略させていただきます。

以上で終わらせていただきます。

奥野会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、この件に関しましてご質問、あるいはコメント、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

西田委員 新たなエネルギー社会づくりと考えていく上に当たって、将来の産業構造をどういうふうに持っていくのかといったことが、同時に考えていかないと、エネルギー問題だけでは考えられないのではないかと考えております。

それと、あと、いつの時点ということ、目標年次を決めたとしても、それまでのタイムスパン、時間軸と、具体的にそれぞれの時間軸に見合った対策を具体的に示していかないと、現実的にはなかなか難しいのではないかと思います。特に産業界では、もうかなりこれまで節電等で対策を講じてきておりますので、そういう中でさらなる節電とかいったことだとか、あるいは具体的な対

策ということになりますと、かなり厳しいことが予想されますが、そういった点を、ぜひ今後検討過程でご審議をいただければと思っております。

奥野会長 これに対して何かありますか。

山本副理事 ありがとうございます。

まず、産業構造そのものがどうあるべきというところまでは、なかなか我々で決め切れないというところはもちろんあるんですけども、この部会の検討の中では、いわゆる経済界の方のご意見なんかもまずよくお聞きしたいと、そういうふうな部会としてもヒアリングもしていただきたいと一定考えております。

それから、タイムスパンでございますが、先ほどもちょっとご説明しましたように、もう今は冬の節電期間ということでご協力をお願いしているんですが、もう今年の夏も間違いなくそういう、短期的には緊急対策をせざるを得ないという状況にあります。それと2020年から30年といいますと、その間のタイムラグも生じてくるんですけども、できるだけそこを、追いついていくためにどういう方策をしていくのかということで、目標の期間は2020年から30年ということにしておりますが、その間どうつないでいくかというのは、当然部会の中ではご議論、もちろん審議会の中でご議論をいただくことになろうかと思えます。

奥野会長 ほかにございませんでしょうか。

奥野委員 府会議員の奥野でございますが、諮問されている内容を見させていただいて、新たなエネルギー社会ということなんですけれども、維新の会での間も少し勉強会をしまして、スマートグリッドについていろいろと勉強させていただいたんですが、これは現行、現在ある原子力とか火力だとか、そういった中のシステムの中での電力のピーク需要でとらえた需給対策のイメージということで、資料の1-2で書いてあるんですけども、スマートメーターというのを各世帯に配布をして、それによって送電のいわゆるアンペアの調整をするような、今、研究がなされているんですけども、そういった類のことがこの資料の中に全く皆無なんですけれども、その辺のところはどのようにお考えか、ちょっとお教え願いたいと思えます。

奥野会長 これに関してはどうですか。

山本副理事　　ちょっと資料には、そのスマートグリッドあるいはスマートコミュニティという表現は書いておりませんが、1つはいわゆる電力供給を安定化するという効果があると伺っておりますので、すなわち太陽光とか風力というのは、気候に、気象に影響されて変動するものですから、そういったものをうまくネットワークとして吸収していく技術ということもお聞きしておりますので、その安定化に寄与する取り組みの方策という中で検討したいと思えますし、今、モデル的には、欧州地区等でそういう検討も始まっておりますので、そういった内容についても、資料としてご提出してご検討いただきたいと思いますと考えております。

奥野委員　　検討ということなんですけれども、これはどうなんですか。諮問なので、そういうスマートグリッド、スマートメーターを各世帯につけるみたいな、そういうことについて、きっちりと行うというようなことというのはここに明記できないんですか。

日本のこの電力の供給というのは、もう最大需要のこのピーク時に合わせて、そのプラス1割ぐらいの供給ができるような、それぞれの電力供給の形になっているということが、その谷間の部分というのが非常にそれを稼働させていることの無駄というのは言われておまして、ここにその明記をしないと、スマートグリッドでスマートメーターをつけるなどして、100万世帯が1キロワットずつ電力の節電ができれば原発1基削減するぐらいの効果があるというようなデータもあるので、その辺のところを一切触れずに、この原子力における1キロワット時の単価が8.9円と、一番発電コストとしては安いのだというのがここに明記されているんですけれども、今回、災害に生じた費用、その辺を含めると、幾らぐらいの算定になるのか、ちょっと参考までに聞かせていただきたいということと、この辺は私も勉強不足なんですけど、原子力で発電することによって生まれた廃棄物というか、その辺の処理の費用だとか処理の仕方はどのようになっているか、データをお持ちでしたらお示し願いたいと思います。

山本副理事　　ありがとうございます。

スマートメーター等につきましては当然検討していきたいと考えておりますが、スマートメーターを全住宅に配置する費用という部分もありますし、その

費用を誰が負担すべきかというところも含めて検討してまいりたいと思います。

それから、今般の福島原子力発電所の事故の被害額、最後にご指摘がありましたけれど、処理も含めて、どこまでを費用と見込むのかというところについて、いまだ国のほうの検討が進んでいないと、要するに事故対策費用までの、どこまでを費用とするかというところの詰めがまだできていないと伺っていますが、ちょっと私どもでそこを数字的に調査するところまで至っておりませんので、お求めのデータというのは、今はお示しすることができません。

申しわけありません。

奥野会長　　ちょっと議長が言うのはあれなんですけれども、ちょっと議論を、ここで諮問されたところと、さっきの先生がおっしゃったのもそうなんですけれども、バウンダリーコンディションをどうするかということがちょっとあいまいなので、それで奥野先生の質問もそこにあると思うんです。ですから、検討していききたいというのはいいんだけど、我々としては、この審議会としては、これは裏に4個書いています。ここへちょっと答えは振ってもらって、我々がする作業だというのはここだということを示してもらわないと、各議論の細かいデータとかになっちゃうと、とてもこの時間の中で審議できなくなるので、議長としてはちょっとアフレイドで、済みません。

ちょっと交通整理でお願いしたいと思うんですけれども、ほかに。どうぞ、高橋先生。

高橋委員　　先ほど産業構造、産業界との連動というご意見がありました。やはり私は、エネルギー供給というのは、国の問題だと思っているんです。そこで新たに地域が乗り出すというのは、国と地域の役割というのをきっちりと鮮明にしておかないと、すべてが、地域が、大阪府ができることは限られていると思うんです。というのは、やはり今までのこの再生可能エネルギーの普及、拡大だとか、転換とか新しいライフスタイルのエネルギーの推進というのは、全部お金がかかります。それを本当に大阪府ができるのかどうか。

はっきり言って、私はこの4つというのは、すごく現実的じゃないなと思っているんです。太陽熱が19%のうちの7%しかなくて、それで今の現実の発電量が150といったら、考えられたら太陽熱が代替できるというのはおかしいという感じで、はっきり現実的に産業界でも太陽熱エネルギーというのは代

替にはならないと言われている人もいます。それは私も専門家じゃありませんからよくわかりませんが、ドイツのように風力エネルギーがどこまでいけるか、現実問題にもう少し即した方向で、多分回答しないといけないだろうと。優先順位だとか、もちろんライフスタイルの転換だとか、エネルギーの拡大というのはできるんですが、現実アプローチとしてどういうことができるか。

そうしないと、やっぱり地域住民の夢物語に終わりますし、はっきりして、今日本はどうやって生きていくのかというのは、エネルギーと食料というのは大問題です。それを地域だけでやれるような方向をとっていただきたいくないと。ぜひ国に言っていけるような施策に、国にももっと影響があって、私たちが応援しているんですという形にしないと、主体的に地域が酌み取る問題ではないと、私は考えています。

そのことも、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

奥野会長 いいですか。

山本副理事 少しお答えさせていただきます。

まず、基本的に国策だという部分はやはり今も変わらないと考えておりました、資料の中にもありましたように、国での大きなエネルギー需給の枠組みでありますとか、それから国策として再生可能エネルギーを入れていこうという中で、固定価格を幾らにするかといった部分は、それはもう所与の条件として考えざるを得ないと考えております。

ただ、太陽光のほうは資料が複雑になるので、発電電力量、キロワットアワーでしか示しておりませんが、太陽光というのは、一番夏の暑いときに一番発電量が多くなりますので、ピークカットの効果というのは、ある程度あります。例えばざくっとした数字で言いますと、今年の夏の最大需要になったときに、実は原子力発電所がかなりもうとまっております、全電力の供給の、関西電力管内の供給の大体1割ぐらいが原子力発電で担っているんですけども、まだあまり普及していない太陽光の発電能力を言いますと、その原子力発電の9分の1ぐらいございましたので、そこを倍増、3倍増としていけば、ピークカットを、ですからピークを少ししのぐという効果は一定期待できるところはあります。発電電力量になりますと、まず夜間がありますし、曇り、雨がありますので、発電能力の12%、13%ぐらいしか今のところ実績としては、太陽

光発電の発電電力量としては賄えないんですが、ピークの発電能力ということになりますと、少し効果があるということですので、ご指摘の点も踏まえまして、ピークとそれから年間の電力消費量という両方の観点から見ていきたいと思えますし、またその中で、国にしっかりこういう観点から要望していくべきというようなことがまとまってまいりましたら、それもそのように扱っていきたいと考えております。

高橋委員 議長が言っておられるからあまり細かいことは言いませんけれども、太陽光発電に限って言えば、みんな国民が負担しなくちゃいけないんです。それをどこまで、1つの屋根をするのに200万かかると。それが関西電力が引き取り値段によって全部違うんです。現実問題としてすごく国民の負担になる、それを私たちがどこまでやれるかという現実的な問題として、例えば太陽熱エネルギーを考えていただきたい。そういうことを私は申し上げているんです。

結局全部、今、すごい不景気で、私たちの負担でこれがいけるのかどうか、トータルにもっと考えるべきだと。代替エネルギーは太陽熱エネルギーですべてできるというような、ちょっとそういう夢を与えそうなので、でももうこれ以上は議論はしませんけれども、そういうことで、大きな国に対してどこまで言っているかという観点をよく踏まえて、この諮問の方向は進めていただきたいと思えます。

奥野会長 多分、そういう視点で、きっとほかにもたくさんおありですか。ほかにございますか。気になり出すといっぱいあって、私がしゃべるのはあれですけれども、よろしいですか。

これは今までの、大阪府が何か施策をする場合に、この審議会で、こういう方向でいきたいけれどもこれはどうだと言ったら、何を審議するかわりとわかりやすいんです。私は部会長を誰に頼むかと、すごく難しいです。これは先生、何か論文を書くみたいな感じで、学説でいいんですかということになっちゃうと、違うんです。これはどうしても政策、施策、大阪府が次にする施策にどういうふうに行くのか、そうすると、何が幾らかかって、これで住民負担がどうかというのをちゃんとやらないと、難しいです。非常にスピリチュアルな概論だけになってしまうんです。それでいいんですかと最後に言おうかなと思っていたんですけれども、皆さんのほうから。

この難しさはすごくあると思います。明らかにこの諮問に対して、答えるときにどこまで答えるのかというのは、非常に難しい問題だと私は思って、最初からすごい難しい問題ですねと言ったんですけれども、でもきっと、皆さんのいろいろな意見をとにかく聞きたいということが根底にありますので、もしほかに、この点はこの指摘があればしていただいて。

川岡委員 先ほど高橋先生からも言われていましたけれども、先ほどそちらの理事者のほうで経済界から聞くということをおっしゃってましたね。例えば太陽光は、僕は個人的には、個人的な話をしてもしょうがないんですけれども、採算性がとれないと思っています。これで導入はナンセンスだと思っていますし、海外では、風力でも海上風力とか、例えば海流を使ってとか、これはもう造船関係なので、技術開発は大分進んでいます。そういうのを、皆さん多くまず提示していく。試算かもしれないけれども、海外の取り組み例、先進的などころで、国民とか府民の負担をどれだけ軽減しながらやっていくか。

これは今まで国のほうでエネルギー政策をやっていたんですけれども、これが破綻しちゃったのが原子力行政だと思うんです。今回、関西のところで、関西イノベーション国際戦略総合特区というのを、実は国から申請を受けています。バイオと、もう1つが、実は再生エネルギーのところで、この日本のところでの再生エネルギーを、しっかり最先端の技術とか、どういうふうな形を組み入れていくかというのを、国とともに並列で、国とほぼ同様の形で、大学も入れて研究も入れてやる場所が、実は関西、ここなんです。その強みを活かして、産業界も非常にこれは厚いので、そこら辺の経済界だけじゃない、学識者、別のところも入れて、いろいろな選択肢をまず短期のところは、できるところはもう限られていると思うんです。

節電のところピークカットをどうするかというところに議論を絞る形と、あとは産業界、学識を入れて、国策も入れて、府民の方に、どういうふうなエネルギー政策の選択肢を出していくかとか、そういうところでいろいろなご意見をまず出していく場、短期、中期、長期で、提示の仕方、私ども研究者じゃないので、ヨーロッパでの先進的な取り組み事例とかはわかりませんが、こういうのがいいよというのを多く、なるべくお声を聞けるような形でもっていくというふうなところまではどうかなとは思ったんですけれども、いかがで

しょうか。

奥野会長 何かまとめていただいているみたいで。私も一般論だけやってしまうと、政策には何も活かされないような、何かそういうふうになったら困るなと思いつながら。

水野会長代理 基本的な方向としては、今までエネルギーシステムというのは、諮問文の中にもありますように、国とエネルギー事業者が、いわゆるサプライサイドという発想で、都合のいいシステムをつくって、市民はそれをユーザーとして使わせていただいて、便利さとか快適さを追求するという流れでずっと来たものが、その体制が非常に大きな問題があるという形で、これからは市民というか生活というか、私はデマンドサイドと言っているんですけども、デマンドサイドのほうから全体のシステムのあり方を追求するというのは、あるべき姿であって、どれぐらいいい提案ができるかわかりませんが、そちらから物事を考えていくという点では、この諮問といいますか議題というのは、大変いい課題だと私は思っています。

ただ、1つ問題なのは、例えば国でこういうことを審議するときには、果たして環境省がイニシアチブをとってやって、それを国全体が尊重してくれるかというのは非常に大きな問題でして、多分、環境省がやると、経産省とか国交省からいろいろ文句がつくという、そういう問題があると思うんです。

1つ私が確認しておきたいのは、ここで、大阪府で環境審議会やって、それが全府庁的に尊重されるために、やっぱりそういうバックグラウンドが、根回しといいますか、ここでやりますよということが、全府庁的に了解がとられているのかどうかということが1つです。

それから、ここでやるべきことは、環境サイドからの意見を言うのか、例えば環境サイドということになりますと、CO₂削減ということが多分メインになると思うので、それであれば、いわゆるキロワットアワーというエネルギー消費量が問題であって、ピーク電力を下げるということは、全く無関係ではないんですけども、副次的な話になる可能性がある。だからそこを広く、キロワットアワーとキロワットという、ピークを下げるということも含んで、生活文化全体をここで基本的に議論していくという位置づけなのか、そこをまずひとつ聞きたいということです。

それから、もし全般を議論するということになる大変大きな問題でして、今言われましたように、太陽光発電の問題にしる、スマートメーターにしる、おそらく今までサプライサイドの発想でいろいろ考えてきたエネルギーデータというすべてそれが用意されていて、こういうデマンドサイドでどこでどんなエネルギーが使われているかという、デマンドサイドのデータというのが、ほとんど整備されていない。おそらく自治体がこういったことを議論していくためには、そういう細かいデータが要ると思うんです。だからそれがいないところで、具体的に何キロワットつけたらどれぐらい減るかみたいな議論は、多分できない。そういうことを議論するためには、時間がこれからかなり必要だと、私は思います。

ですから、3カ月とか4カ月ぐらいで答えを出せというのは、おそらく具体的にどこまで踏み込んだ議論は無理だと思います。ですから、私は、もしここでやるとしたら、そういう取っかかりの課題の洗い出しとか、どういう方向性で、自治体はどういう方面に絡んでいくのかという、基本的な方向性を議論するということにとどまるのではないかと。そこからいろいろな仕事が発生していくということになるのではないかと思います。

ちょっと今、私はコメントと質問とをごちゃごちゃに言ったんですが、1つは全庁的に、知事が諮問しているんですからそういうことかと思いますが、そこら辺の体制は大丈夫なのか。それから課題、私は取っかかりのようなイメージがあるんですが、そういう位置づけでいいのか。そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいんです。

山本副理事 ありがとうございます。

まず、庁内体制のほうは万全でありまして、即、きちっと諮っていきます。一応新しいエネルギー社会づくりということで、チームも環農部内に置いていますけれども、特に関係が深いと思われる住宅まちづくり部、それから商工労働部は、もうメンバーが入って常時体制になっておりますし、必要に応じて全庁的な調整は十分できます。

それから途中、お話にありました、この結果をどういうふうに国等にアピールを出していくかという部分につきましては、大阪府というエリアで考えるのも1つありますが、もう関西電力というのは途端に関西全域のことになります

ので、広域連合の場でも同じような問題意識を持って検討しておりますので、そこでの、もう少し大きな声にして出していくということもあわせて考えていきたいと思えます。

それから、CO₂の問題は、非常に悩ましいところだと思っております、これまでどちらかといいますと、CO₂、温暖化対策からエネルギーを見てきたんですけれども、今ちょっと、エネルギーがメインということになっております。ただ、省エネとか再生可能エネルギーという部分は、温暖化対策にも効果のある部分なんです、緊急的に回避していきましょうということで、自家発電とかといいますと、どうしても効率の高い大きな発電所で発電するより効率が悪くなるということが、その分だけCO₂は余分に出してしまうという要素もありまして、その痛みもよくチェックしつつ検討してまいりたいと思えます。

それとあと、デマンドサイドのデータの不足ということで、この短い期間では、本当に突き詰めたところまではやはり難しいかと思えますけれども、実はやはり広域連合の各府県でもそういったデータが必要ということで、これは実は関西電力さんがいろいろな角度から調査して持っておられるデータもあります。今かなり、いろいろな形でデータ提供もいただけますので、そういった部分とか、広域連合の各府県横並びで少し調査もして行って、少しでも補っていききたいということで、進めていきたいと思えます。

ありがとうございました。

奥野会長 確認ですけれども、この環境審議会という、この環境というのがついているこの審議会にこれを出されたというのだけれども、今先生の繰り返しになるけれども、やっぱり環境ということで我々は審議をしてきたところが、エネルギーとなって、これは今までのとちょっと性格が違うということを指摘しているわけです。そこは十分とらえていただきたい。

先生の言葉を繰り返すと、ここで審議、何かの審議、とにかくやりますと。やったら必ずやりますよねと、よく、ちゃんと活かしてくださいねと、これです。これがエネルギーを審議するところがないために、府でここに来たんだと思えますので、皆さんそう受けとめていただいて。でも今話を聞いていると、先生に部会長を頼むしかないなど、頭の中で。勝手に僕が言ったら怒られます

けれども、それと時間的なことを考えると、トータルなものは多分出せないかもしれない。川岡先生ですか、さっきおっしゃったように、短期、中期、長期とか考えて、そのうちのここだけやるとか、バウンダリーコンディションをかなり決めないとこれはできないと思うので、そこは踏まえてくださいねというのが、みんなの多分意見ですので、よろしいですか。この辺で収束して次に行かないといかなくなるんですけれども。

花嶋委員 もう終わらなきゃいけないところ、済みません。

実は以前ここで、大阪府のモニタリングポスト、3.11の大震災が起きたときに、大阪府のモニタリングポストが、ずっとそれでもやはり何も変わらず、木で鼻をくくったように、3.11の前と今とでは変わりませんよということを出してくださいねとこの場でお願いをしたんですけれども、結局何も変わらなかった。府民の皆さん、あるいは府民じゃないかもしれませんが、カウンターのはほとんど上がっているのにもかかわらず、やっぱり現在値しか出していないで、以前と今とでは安心ですよというようなことは、一切変わっていないです。それは多分ここが農林環境水産部の管轄であり、危機管理室とは違うところなので、全庁的な対応が全然とられなかったんだと思うんです。

今回この新たなエネルギー社会づくりを考える、特に環境農部門から考えるに当たって、この関西で45%という原子力発電への依存というのは、急にはゼロにはできないと思います。急にはゼロにはできないのであったら、いかに放射線というものがどういうものかとか、現状はどうか。それで、府民に安心を与えるかというようなことも、ちゃんと考えていかなきゃいけないと思いますし、10年たったので、実は大阪府のモニタリングポスト、全部やりかえるそうです。何十億円、よく知りませんが。国のお金なので、大阪府は関係ありませんと言って、いいんでしょうか。管理しているのが大阪府であれば、それはやはり、せっかくお金をかけるのであれば、もっと使えるように。それから小さな小さな研究炉を監視しているんじゃないで、それも必要だとは思いますがけれども、できれば原子力発電所で何かあったときにも、すぐに情報をちゃんと発信できますよというような仕組みに変えていく必要があるのではないかなと思います。

そういうことを、だから原子力を長期的には縮小していくとしても、これか

らの間どうやって使っていくかとか、あるいは、再生可能エネルギーがいいといっても、そちらにもやはりいい面と環境的によくない面というのがあるので、その辺をちゃんとみんなが知ってどうやっていこうかというようなことが、府民を挙げて理解が進むような、つまり、原子力発電所、怖い怖いじゃなくて、どの程度怖いのがちゃんとみんなに認識されるような仕組みをつくっていくことが、大阪府にとって必要なんじゃないかなと思います。

奥野会長 多分、今日はこれをずっと、今日はこれだけと言ったほうが私としては、これはきっと、いろいろな具体的な意見を聞きたい、あるいは、ここが心配だということが出てくるので、本当はそうなんだけれども、先生、次へ行ってもいいですか。ちょっと短くお願いします。

辻本委員 短く言いますが、課題の洗い出しというところで、エネルギー手段をどれを持つかということが、先ほど産業構造の話もされたんですが、景観の話。だから、環境と観光とかそういうのを考えてきたときに、歴史的な町並みとか大切なところでどういうエネルギーを使うか、住宅地でどう使うかということも考慮の中に入れていただかないといけないと。

それだけをお願いします。

奥野会長 本当は環境だからその辺から行くのが正しいんですけども、でもそっちから行ったから収束しないかなというのが、みんなのアフレイドですから、ここで何をやるんやろうというのが、ちょっと心配なんです。これですと、今日はこれだけと言われたら、私はあとまだ1時間あったらいけるんですけども、ご存じのようにこれは集中的に部会をつくって審議をさせていただくという、今までと同じことをやりたいと思います。条例の第6条2項で専門部会をつくることのできるということにしておりますので、そうしたいと思えます。

これで、次に資料の1-3に、こういう部会をつくりましょうという提案がございしますが、何か一言、短くお願いします。

山本副理事 1-3に、いつも部会をお願いするときと同じようなことが書いておりますので、もう詳細は省かせていただきます。第2の組織のところで、本審の委員の中から3名程度、それからそれ以外の専門の委員の方が3名程度の部会をお願いしたいと思います。それでその部会の中で、先ほどもありまし

たが、経済団体、あるいはエネルギー事業者、あるいは消費者とか府民団体の立場の方のご意見なんかを、広く聞いていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

奥野会長　　じゃ、そういうことでございますので、この部会をつくるということにご賛成いただいて、私ありがとうございますと言って、もうそう進めさせていただきたいと思います。

これで多分難しいのは、部会長を誰にして、どういう委員を選んで、いつまで進めていただくのか、さっき出していただいた計画でそんないけるかなというのもあるんですが、いつものとおり、委員及び部会長については、会長にお任せいただくということで、ちょっと今のさっきの話を聞いていたら、先生に頼むしかないなど。専門家ですので、その辺かなど。何でも水野先生のところにいったらちょっと困るなど思いながら、後で相談いたしますので、私にあとはお任せいただくということで、部会をつくって審議させていただきたいと。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

奥野会長　　ありがとうございます。

それでは、次の諮問に参ります。ここも結構同じような感じになるかなと思うんですが、生活環境の保全等に関する施策の見直しですから、こっちはわりと施策なんですから、ちょっと説明を簡単をお願いします。

谷口環境保全課長　　環境保全課長の谷口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

生活環境の保全等に関する施策の見直しのこの諮問につきまして、資料の2-2を使って説明いたします。よろしくお願い致します。

本諮問の趣旨は、資料の左上に記載していますように、昨年策定しました新環境総合計画の目標達成に向けて、その計画で施策の方向として掲げました対策が、より円滑に展開できますよう、条例に規定している施策など、生活環境の保全等に関する施策の見直しを行うということで、審議会のご意見を求めるものでございます。

下の、経緯のところをごらんください。府におきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動といたしました典型7公害の防止に関しまして、大阪府公害防

止条例を制定し、汚染物質の排出削減などの規制に取り組んでまいりました。平成5年に、国におきまして、公害対策に自然環境保全、地球環境保全を加えました環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として、環境基本法が制定されました。これを受けまして、府では、平成6年に公害防止条例を全面的に見直しまして、施策の基本となる事項を定める環境基本条例、それからこの基本条例の理念にのっとりまして、府の施策を定めて推進して、及び公害防止の規制を行うと、それを目的とした生活環境の保全等に関する条例、この条例を制定した経緯がございます。

その下の生活環境保全施策の条例上の位置づけと記載した部分をごらんください。生活環境保全条例は、第2章に、生活環境の保全等に関する施策を規定しておりまして、第3章以降に、大気、水質などの規制措置を規定するという二本柱で構成されております。具体的に第2章におきましては、例えば第7条のところですが、「規制の措置として、府は公害防止に必要な規制の措置を講じる」あるいは、次の自動車公害対策防止対策の推進の部分では「公害の発生がより少ない自動車への転換の促進、車使用の合理化、道路環境の改善など、総合的に推進する」と、こういった規定を置いております。大気保全対策の推進、水質保全対策の推進、あるいは監視、測定体制等の体制の整備などの事項につきましても、府が推進すべき施策を規定しております。

第3章以降には、大気保全、水質保全、地盤環境保全、これは土壤汚染の対策のことでございますが、それから化学物質の管理、騒音、振動の規制などにつきまして、関係法令との整合を図りつつ、規制の対象、あるいは基準、そういったものについて具体的に定めております。

これらの規制内容につきましては、関係法令の改正、あるいは環境の状況などを踏まえまして、適宜見直しを行ってきたわけですが、第2章の施策につきましては、条例制定後、特段の見直しを行わないで現在に至っているということでございます。

恐縮ですが、もう一度経緯の部分に戻っていただきまして、次に環境総合計画についてご説明したいと思います。環境基本条例におきまして、知事が環境総合計画を策定すると規定されております。これまでに3回環境総合計画を策定しております。現在の環境総合計画は、平成21年度にご審議いただきまし

て、23年3月に大阪21世紀の新環境総合計画として策定しております。この資料の裏に、本計画の生活環境の保全等に関する事項を抜き出して記載しております。

左下のほうになりますが、2020年を目標として4点掲げておりまして、この目標の達成に向け、その右側に記載しております施策の方向に記載した対策に取り組んでいるところでございます。しかしながら、これらの施策への取り組みに関しまして、周辺状況に変化が生じてきているということでございまして、表の面に戻っていただきまして、中央の欄をごらんください。

まず最初に、規制権限の市町村への移譲でございます。国におきまして、地方分権改革推進への取り組みを受けまして、大阪府では、平成21年に大阪発地方分権改革ビジョンを策定しまして、平成22年から24年のこの3年間で第1期集中取り組み期間としまして、希望する市町村に法や条例の規制の権限を移譲する取り組みを、全庁的に進めているところです。生活環境保全の分野につきまして、移譲の対象となる主な法令、事務、それから移譲する市町村数、その辺を表にしております。例えば一番上の大気汚染防止法の場合、法の規定によりまして府と同等の権限を持っている市は、大阪市、堺市、高槻市など4市、一部の権限を有する市を合わせると8市でございます。さらに、池田市、箕面市、泉大津市など、21の市から権限移譲の希望がございまして、順次権限移譲を進めているという状況でございます。移譲が終了しますと、大阪府内の43市町村のうちの25の市で権限を持つということになりましてその割合が58%となります。

これに伴いまして、大阪府が果たすべき役割にも変化が生じてきております。例えば、規模の小さい市町村で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染といった専門的な内容について、規制指導することになりますので、市町村に対する研修、相談の対応など、府からの技術的な支援が必要となってきております。既に権限移譲の前に、事務処理マニュアルなどを市町村に提供したり、それから市町村職員を研修生として受け入れたりしておりますとともに、移譲後は、市町村に巡回しまして、事務処理への助言、立入検査への同行なども実施しております。

今後は、各市町村において条例が統一的に運用されるよう、運用上の課題な

どについて、広域的な調整が府で必要になってくると考えております。また、府は、事業場などの現場での取り組み、この辺の状況が把握できなくなってきましたので、市町村との情報交換など、連携の強化も一層必要になってくると考えております。

さらに、将来的には、一部の市町村から、地域の実情を考慮して、規制のさらなる強化が求められるようなことも考えられます。そうした場合に、府条例における基準のあり方、例えば府域全体を見渡したときに、最低限の基準を設定するというのか、あるいは地域の実情を加味して、複数の基準を設定して、市町村がその中から選べるようにするというようにしたものなのか。また、市町村が独自に条例を制定しようとする場合に、府の条例はどのように対応するのか、などの考え方を整理しておくことが必要になると考えております。

次に、状況の変化で、下のほうに書いてある、規制以外の手法の採用について説明いたしたいと思えます。

これまでは、法、条例による規制を柱にしまして、汚染物質の排出削減などを進めてきたわけですが、最近では、事業者の自主的な取り組みについても、環境政策の枠組みに組み込まれて、排出削減が進められるようになってきております。例えば、最初のポツですけれども、環境管理に関する国際規格、ISO 14000ですけれども、これは平成8年に制定されたんですが、自らが環境配慮への自主的、積極的に取り組んでいるということを示すために、多くの事業者により環境マネジメントシステムが構築されまして、この規格に適合しているとする認証を取得されました。これにより、企業の環境マインドの向上あるいはその定着がかなり進んだと考えております。また、平成13年度から施行されておりますPRT法は、化学物質管理促進法と通称言っておりますけれども、これは有害な化学物質について、事業者が大気や水質などへの排出量などを把握しまして都道府県を經由して国に届け出るという制度なんですけれども、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を進めると。もって環境の保全上の支障を未然に防止するというものでして、これまで毎年、着実に排出量が削減しているということが、確認されております。

次のポツですけれども、平成18年に大気汚染防止法が揮発性有機化合物の削減のために改正されました。揮発性有機化合物といいますのは、トルエンと

かキシレンとか、そういったものが中心になろうかと思えます。平成22年度までに、平成12年度の排出量に比べて3割削減するという目標でして、法による規制で、排出規制で2割、事業者の自主取り組みで1割削減するという制度だったわけです。平成21年度には、目標を超えまして4割程度の削減が進んでいると見込まれております。

このように、規制手法と自主的な取り組みを組み合わせた施策の有効性が確認されておりますので、他の汚染物質などについても、自主的な取り組みをうまく施策に組み込んで、これらをサポートしたり、あるいは評価したりする仕組みというもののウエートが大きくなっていくんじゃないかと考えております。

以上のような状況を踏まえますと、右上に記載しておりますように、府の役割を明確化すること、これまで以上に市町村と連携した施策の展開が求められること、また、より効率的な排出削減を図るために規制以外の手法を拡充する、そういった施策を条例に位置づけていくことなどについて、課題が集約されるのではないかと考えております。

したがって、審議事項とすれば、条例制定後の状況の変化に対応しまして、生活環境保全条例に規定されている施策についての見直しについてということ、それから市町村における自主規制への対応、権限移譲を踏まえた規制条例のあり方などについて、ご審議いただくものと考えております。

今後の検討スケジュールとしましては、本年の11月ごろに答申をいただければと思います。いただきました答申をもとに、所要の条例改正を行っていきたいと考えております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

奥野会長 済みません、ちょっと急がせたかもしれません。さっきのやつよりは、ちょっと明確なので、条例の見直しなので、こっちはわりと環境審議会ではしっといけると、私はそう思うんですが、ここで指摘をしたい、あるいは質問をしたいということをちょっと出していただきたいと思いますが、どなたかございますか。

今までやってきたこの施策、あるいは条例が、こういう環境の変化、いろいろなことがあると。特に右の上を書いてある審議事項は、ここはわりとはっきりしているので私としてはさっきよりはあれなんですけれども、いかがでしょ

うか。この点は指摘しておきたいということは。どうぞ。

奥野委員 手が挙らないようなので、あまりしゃべったらあれかなと思うんですけれども。

これはもうまさにがれき処理の問題で、放射性物質の、これは大気汚染防止法の中に入るのかどうかというのだけ、ちょっと教えてほしいんですけれども、いかがですか。

奥野会長 それは、どなたか。

谷口環境保全課長 大気汚染防止法では放射線は除外されておりますので、基本的には原子力基本法、そういった枠組みの中で規制されています。

奥野委員 ありがとうございます。

この検討スケジュール案の本日諮問で11月ごろ部会報告、答申ということで、この条例の改正が24年度中ということなんですけれども、まさにがれき処理の問題で、これからどういうふうにするかというのは、あるいはこれは市町村で受け入れをどうするかというのは、まさに今並行して進んでいるところだと思っんですけれども、そこでの放射性物質についての値を、もっとこれを前倒しにスピーディーにする必要が私はあるのかなと思っんですが、ここでこれを申し上げていいのかどうかもちょっとクエスチョンなんですけれども、まさに生活環境の保全等に関する施策の見直しですから、今のスピード感に合わせてしないと、ちょっと旬を過ぎたところの来年の3月ごろに出てきてもちよっと遅いんじゃないかなとか思っんですけれども、これはいかがでしょうか。

奥野会長 先生のご指摘は、その放射性物質のことですか。

奥野委員 やっぱそれが一番切実な問題になるんじゃないかと思っんですけれども。

奥野会長 それについてはどうですか。そっちはこの審議とは別にやるのであればいいんですけれども、ここへ入ってくるのであればという質問です。

谷口環境保全課長 放射線の問題については、この生活環境の保全条例でも放射線は取り扱っていませんので、この審議の中では、そこは除いて考えております。

奥野会長 じゃ、先生のご指摘に対しては、別にちょっと考えてくれと、こういう意見が今日あったということで。

奥野委員 はい、結構です。

奥野会長 そういうことにしましょうか。我々の審議としては、この今までやってきた施策の見直しですので、関係ないことないですよという指摘ということで。

ほかにご指摘ございませんか。

よろしいでしょうか。何か私が少し急ぎ出した感じがみんなに伝わっていて、何か遠慮しておこうかなと思っているんだと思うんですが。

これについても、先ほどと同じように、こっちは難しくはないかな。部会長を決めて、集中的にその専門部会で審議していただくと。そして、この審議会に出していただいて、みんなでまた見ると、こういう手順をいつものとおりしたいと思いますので、この提案は、次はやっぱり何か一言言った方がいいんですか。お願いします。

谷口環境保全課長 そうしましたら、次の資料2-3に基づきまして説明したいと思います。

まず第1の趣旨でございますが。

奥野会長 簡単でいいです。だってみんな知っていますもの。

谷口環境保全課長 そうしましたら、組織のところだけ、説明したいと思います。第2、組織、(1)①条例第2条第1項第1号、要は、本審議会の中から3人の委員に部会にご協力いただきたいと考えております。それからそれ以外の専門委員としまして、若干人ということですがけれども、今のところ2人もしくはせいぜい3人ぐらいということで考えてございます。

以上です。

奥野会長 大体、先ほどと同じような手順でいきたいと思います。ここで3人ぐらい、条例の改定、見直しですので、もうちょっと人数を増やして。部会長、委員については、会長に任せさせていただくという手順を踏みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

奥野会長 ありがとうございます。では、集中的に。こっちはほうが簡単です。

さっきのは心配していますが、そういうことでいきましょう。

それでは、ちょっと急ぎましたけれども、先生、あとちょっと時間がゆっく

り残りました。

礒田資源循環課長 資源循環課長の礒田でございます。先ほど奥野委員からご指摘のありました、災害廃棄物の広域処理の中で、大阪府が広域処理を協力することを前提といたしまして、放射線について、人体に対する影響という部分については、別途、府において検討会議を設置し、4名の放射線に関する専門家の先生方に入ってくださいまして、大阪府においては、広域処理に係る指針といたしまして、昨年12月27日に公表させていただいております。

現在、市町村に対して、この指針で安全に処理ができるということを説明をさせていただきましてご協力を得よということで、鋭意市町村と調整をしているところでございます。この審議会で特に放射線ということで、広域処理に関するご検討をいただくということとはございませんで、既にもう府としては基準をつくっていると考えていただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

奥野会長 そういうふうには進めているということで、この委員会としては了解しましょう。ただ、心配なので、こういう大気汚染とか環境全体と密接に絡み合うからよろしくねというのがご指摘だと思いますので、よろしく願いします。

じゃ、次へ参ります。

報告案件でございますが、そこに3件の課題を上げていただいております。大阪府鳥獣保護事業計画、それからシカの保護管理計画、それからイノシシの保護管理計画です。この3件につきましては、環境審議会の中に常設部会をつくっております野生生物部会、ここで審議をさせていただいておりますので、ここで今報告を受けるわけですが、その決議をもって本審議会の決議といえますか、そういう内容をその本審議会の決議にすることとされていますので、そういう意味で、これからのご報告をお聞きして、ご質問をお願いしたいと思います。

部会長は、石井委員でございますが、よろしく願いいたします。

石井委員 そうしましたら、野生生物部会長を務めております石井でございます。よろしく願いいたします。

野生鳥獣に関する3つの計画の策定について、ご報告申し上げます。今ご紹介があった資料の3をごらんください。

まず、資料3の一番初めの面なんですけれども、大阪府環境審議会野生生物部会報告書と書いてある資料です。先週、1月17日でございますけれども、大阪府環境審議会野生生物部会というのを開催いたしました。そこで、知事から諮問のありました、大阪府鳥獣保護事業計画の変更、大阪府シカ保護管理計画の変更、及び大阪府イノシシ保護管理計画の変更、それぞれについて審議を行いまして、同日付で、大阪府環境審議会会長名で、知事あてに答申を行っておりますのでご報告申し上げます。

それでは、資料の説明なんですけれども、資料3の今見ていただいた面の裏をごらんください。鳥獣3計画の策定というふうな名前がついていると思えますけれども、今回策定いたしました3つの計画について、計画の位置づけ、計画期間、検討経過等というのを整理してあります。

資料3-1なんですけれども、それぞれ附せんが張っておりますので、それを適宜ごらんいただければと思いますが、資料3-1は、第11次大阪府鳥獣保護事業計画の概要と本文、資料3-2ですけれども、大阪府シカ保護管理計画（第3期）の概要と本文、それから資料3-3は、大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）の概要と本文ということでございます。

それでは、資料3の一番初めの紙の裏の鳥獣3計画の策定についてというのをごらんください。

それぞれの計画の位置づけですけれども、まず鳥獣保護事業計画は、都道府県の実施する鳥獣保護事業について、基本的な考えや施策のあり方を示すものでして、鳥獣保護法に基づき、環境大臣が定める基本方針に沿って、都道府県知事が策定する計画です。昨年9月に国の基本指針というのが変更されておまして、それに沿って計画の変更を行っております。

人と野生鳥獣との適切な関係の構築、及び生物多様性の保全というのを基本としまして、野生鳥獣を適切に保護管理することを基本理念としております、主な変更点は、メジロという鳥がございまして、メジロの愛玩使用目的の捕獲の禁止ということになっております。

次に、資料の3-2ですけれども、大阪府シカ保護管理計画（第3期）、及び資料3-3の大阪府イノシシの保護管理計画（第2期）ですけれども、都道府県においてその数が著しく増加または減少している鳥獣が存在する場合に、長

期的な観点から、鳥獣の保護管理を行うため、鳥獣保護法に基づき知事が策定するものでございます。大阪府では、近年増加分布拡大傾向にありまして、人とのあつれきが増加しておりますシカ、イノシシについて、引き続き総合的な施策を講じる必要があるということから、計画を策定するものでございます。

ちょっと資料を見ていただくんですけども、シカに関しましては資料3-2なんですが、4ページの図3です。この下のほうの図に、昭和61年から大阪府内におけるシカの捕獲数が出ておりますけれども、大幅に増加しているというのがおわかりになるんじゃないかと思います。同じく資料3-2の次の6ページの下に図6というのがございますけれども、ここに被害の状況が書いてあります。ヒストグラムが面積、この濃いほうが農業被害、それから薄いほうが林業被害です。それから、折れ線グラフですけども、農業被害、これは三角のほうです。それから、黒丸のほうが林業被害となっておりますけれども、シカの方に関しては、農業被害の面積の増加というのが著しいというのがおわかりいただけると思います。シカの数自身も、捕獲は続けているんですけども増加傾向が続いております。

イノシシは資料3-3ですが、こちらは4ページの図2をごらんください。ここにも同じように、イノシシの捕獲数の推移が出ておりますけれども、ここにありますように、増大傾向ということですので。それから、さらにイノシシは7ページになります。7ページの図9をごらんいただくと、農林業被害の様子がわかると思います。ヒストグラムが林業及び農業の被害面積でして、左側の縦軸です。それからダイヤのマークというんですか、折れ線グラフが農業被害、これが激増しているという様子がおわかりいただけるんじゃないかと思います。

こんなぐあいになっております。被害総額としましては、シカは現在3,800万程度、面積が50ヘクタールです。イノシシが1億2,000万円、それから面積としては250ヘクタールとなっております、被害面積が拡大しているところでもあります。

というわけで、主な変更点なんですけども、シカ保護管理計画につきましては、今まで北摂地域、シカというのは淀川より北にしかいないというのが、大阪では通常そういうふうには考えられていたんですけども、最近では南部地域でも出没するようになりまして、これを受けまして、対象地域を府内全域に拡大い

たしました。また、捕獲を推進するため、狩猟期間の1カ月延長というのを継続するとともに、狩猟における捕獲頭数制限を撤廃いたしました。ただし、銃猟での雄の捕獲は1人1日1頭までとしまして、個体数増加に重要な役割を果たす雌の捕獲に集中するというんですか、そのような促進をするようにしております。

イノシシの保護管理計画におきましても、今まで生息が確認されていなかった地域への分布拡大、あるいはイノシシの場合は市街地への出没というのがあります。対象地域を府内全域に拡大し、狩猟期間の1カ月延長というのを継続して、捕獲を推進するとしております。狩猟期間は通常11月から2月ということだったんですが、前回の保護管理計画の途中から、3月まで延長、1カ月延長しているんです。これをまた続けようということでもあります。

計画期間ですけれども、3計画ともに、平成24年4月1日から29年3月31日までの5カ年ということでございます。

続きまして検討結果なんですけれども、シカ・イノシシ保護管理計画の策定に当たりましては、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図る必要があることから、大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会というのを設置し、開催いたしまして検討を重ねてまいりました。また、政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るため、府民の方々から広く意見を聞くパブリックコメントを、11月1日から30日の期間に実施しております。これらの計画の策定につきましても、鳥獣保護法で審議会の意見を聞くこととされておりますことから、大阪府環境審議会野生生物部会を開催し、諮問、答申を得たものでございます。

今後のスケジュールですけれども、市町村への説明、計画公表、それから環境大臣報告の後、今年4月から新しい計画に基づく対策を実施することとなります。

以上、大阪府鳥獣保護事業計画の策定ほか、2件について報告を終わらせていただきます。

奥野会長 石井先生、ありがとうございます。

部会で精力的に審議していただきまして、こういう報告書にまとめて、既に知事には出している状況でございますが、ご質問、コメントその他ございました

たら、どうぞ。

どなたか、ございませんか。

シカとイノシシが増えているんですか。

石井委員 教科書的に言うと、日本の野生鳥獣の最上位捕食者になっていたオオカミが絶滅したというのはやっぱり大きいんです。ほうっといてもオオカミがイノシシとかシカというのを抑えていたわけですけど、それがいなくなったので、人間が狩猟によって捕獲しなければいけなくなったことと、それからもう1つは、やはり温暖化が進んで、冬季における厳しい冬の期間にシカとかは子供が死んだりするんです。えさがとれなくなって死んだりしますけれども、そういう死亡率が減少した。その2つがあって増えていると。もう1つは、里山地域がかなり荒れ果ててきて、市街地に、人里のほうに接近しやすくなっているんです。というのが、農業被害の拡大に広がっていると考えられています。

奥野会長 ほかに何かございませんか。

川岡委員 いろいろなわなを仕掛けたりとか、また里に来ないように工夫もされていると思うんですけども、ある程度捕獲のところで被害を防ぐ必要が有る。狩猟する方の高齢化とか、大分減っているとは思っています。大阪なりに、ある程度猟銃によって捕獲するというふうなところも引き続きやっていかないといけないと思うんですけども、今後はどうかなと思うんです。もし教えていただければということで。

石井委員 本当にご指摘のとおりで、オオカミのかわりというのも言い過ぎかもしれませんが、狩猟者、特に大阪府の場合は猟友会の方々にご協力いただいているんですけども、高齢化、それからやはり狩猟者の人数が減っているんです。それで大阪府でも、そのような養成というのをやっているということなんですが、この辺については、ちょっと事務局からご説明いただけますか。

奥野会長 はい、お願いします。

中島動物愛護畜産課長 動物愛護畜産課長中島でございます。今の猟友会の件ですけども、大阪で過去3,000人ということで言われておりましたけれども、実際は1,200名程度の会員数でもって有害の捕獲隊等々をやっておられ

ます。また片方、銃猟での部分ということで、今、猟銃でのいわゆる人身事故と申しますかそういう犯罪につながるというふうなことで、結構公安委員会等で規制が厳しいという中で、銃猟の部分も減ってきているというのも現実でございます。ただ、今の現在の猟友会のメンバーさん、かなり高齢化といたしましてもまだまだ60代の現役のぱりぱりのまだ鼻たれ小僧と自分らで言うておられますけれども、まだまだやる気十分なことでございますし、各市とともども、一体となって有害駆除について今後とも一生懸命やっていくよということ。

また、今、猟友会、猟師さん自体が減ってきているというふうなことで、いわゆる自衛のための農林家というのを今、育てつつあります。農地は自分で守るんだということで、農業者自らが狩猟試験のわな猟等の試験を受けていただいて、自ら猟師さんになっていただくということで、それらの指導につきましても、猟友会の人たちの専門的な知識等も含めまして、指導をやっておられます。

そうしたことで、本来の猟友会のメンバーさんが減るという中で、新たに農林家等の狩猟者というものを増やしていこうということに、今現在行政としては進めているところでございます。

石井委員 ありがとうございます。

ちょっと補足ですけれども、例えばシカのほうですから、お手数ですけれども資料3-2の8ページをちょっと開いていただけますでしょうか。川岡委員ご指摘の点なんですけれども、この8ページの図7を見ていただくと一目瞭然なんですけれども、ここに出ているのが、年齢別狩猟免許状交付状況ということなんです。この中でまずカラムがどんどん低くなっていくこと。それから、もう1つは年齢構成も中に入っていますけれども、60歳以上というのがもう大半を占めているという状況がおわかりになるんじゃないかと思います。それから隣の9ページの図9を見ていただきますと、大阪府が独自でやっております狩猟免許の交付ということなんです。先ほどありましたように、農家が自衛策でやるというふうなことを推奨しているんですが、こちらは延べ人数として増えていると、こういうふうな対策を講じております。

奥野会長 ほかにございませんか。

私がちょっと急いだので、大分時間が残ったんですけれども、さっきの石井

先生、イノシシの被害という図が、どこやったかな、7ページにあるんですけども、これは被害面積と金額というのは、比例関係にないんですね。何か最近はちょっとやられるとすごく金額が高いという、これはそういう意味なんですか。

石井委員 要するにどういう作物を対象にするかというのがあると思います。

やっぱり高価なものをやれば、面積が小さくても痛手は大きいということです。

奥野会長 そういう感じになっているんですね。金額がすごい急激にしているというか、面積はそんなに昔と比べて多いわけじゃないです。

石井委員 むしろ減少傾向にあるのかなとも思うんです。

奥野会長 そうですか。高いやつをねらってやられるんですね。

石井委員 中島課長、済みません、補足をお願いします。

中島動物愛護畜産課長 中島でございます。ちょっと被害金額はこの折れ線グラフだけ見ると、ええっこんなに一気にというふうなことでございますけれども、実はこの被害の実態調査は、実施しているのは市町村でございます。そんな中で、もうちょっと再度きめ細かく、いわゆる被害の実態を知ろうということで、今まで市に報告しなかったものが、市に報告が上がってきた。あるいはまた、我々が一定のレベルの平均的な数値もお示しした中で、このような形で一気にちょっと増えてきたというふうな、びっくりするような増え方ということになってきております。実際上は、増えているのは増えてはおりますけれども、このような急激にということではないかと思えます。今まで過去に報告のなかった部分が上がってきたというのかなということでございます。

奥野会長 それを言われると非常に困るけれども、環境調査というのは世界的にこういう性格を持っていますので、住民のアンケート、ヒアリングというのは、どうやってやるかというのは非常に難しいんですけれども、わかりました。

ほかにございませんですか。

じゃ、ちょっと私が急ぎ過ぎてちょっと最後までいっちゃって、報告までこれで終わりましたので、終わりなんですけれども、一番最初のところ、言いたかったのに、議長はすっと思っちゃったということがあれば、ちょっと戻ってやりましょうか。まだ時間はちょっとありますけれども、さっき言いたかったのに言わせてもらえなかったという人がいたら、いかがですか。いいですか。

ちょっと熱戦が冷めたので、一応予定していたところの進行は、ご協力いただいてすつと済みましたが、最初のこの諮問については、重々注意、皆さんの意見、心配を受けとめていただいて、環境審議会の諮問事項をちょっと逸脱とは言いませんが、そういう言葉は使いませんが、ちょっと広げた格好でしてこられているので、みんなどこまで審議して何をすればいいのかと細かく言い出すと多分1時間も2時間もかかると、こういうことだと思いますので、部会長、後で相談しますが、よく相談して、大胆に環境審議会ではこういう視点でここをやると、決めてやらないとこの報告はできないと思いますので、ちょっと委員長が言い過ぎですけれども、心配してしまして、その辺はよろしく受けとめていただきますようお願いしたいと思います。

ほかになれば、一応、今日の審議事項は終わりですので、司会にお返ししたいと思います。

司会 ありがとうございます。

閉会に当たりまして、環境政策監の大江からごあいさつ申し上げます。

大江環境政策監 環境政策監の大江でございます。本日は長時間にわたりましてご熱心にご審議いただきまして、本当にありがとうございました。本日諮問いたしました、新たなエネルギー社会づくりについて、また、生活環境の保全等に関する施策の見直しについての2つの案件につきましては、部会を設置してご審議をお願いするということになりました。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

特に、先ほどから会長からもご指摘がございます、新たなエネルギー社会づくりにつきましては、これまでの環境行政という意味のテリトリーからは、少し飛び出したものだという事がございます、挑戦的課題であると存じているところがございます。少々私どもも試行錯誤になっているところがございますが、府庁全体としましても、このエネルギー政策につきましては、環境農林水産部が統括的組織であるということの位置づけをしてもらっておりまして、職員を挙げてこのテーマにしっかりと取り組んで、しっかり機能するように頑張っております。

また、橋下前知事、また松井知事からも、この問題につきましては、地域として、また吉田先生からもご指摘がありましたように、デマンドサイドとして

というような視点を大変重視して取り組んでいくように、大号令もかかっているものでございまして、とりわけ広域自治体としてしっかりと取り組むと同時に、大阪市さんともしっかりと連携して、共同の取り組みとして進めていけるようにということの指示もございますものですから、ぜひとも大阪市さんとの共同の連携プロジェクトとしてしっかりとこれから手を携えてやっていけるように、努めていきたいと考えているものでもございます。

検討の内容につきましては、委員の先生方からさまざまなご意見を頂戴いたしました。自治体としてあるいは地域として、どこまで担うんだろうかといったことであったり、またどんな取り組みをやるのか、どんな選択肢を示すんですかということもございました。また、住民の皆さんにどうこのエネルギーの問題に関心を持っていただくのかというテーマもあろうかと思ひまして、私どもはしっかり部会の先生方と精力的に議論をさせていただきまして、できるだけ早く一定の考え方をまとめていきたいと念願をいたしております。そして、新しいエネルギー社会づくりに向けましての取り組みへと踏み出していきたいと考えております。

また、この問題に加えまして、災害廃棄物のがれきの受け入れといったテーマも私どもが担っております。そういう意味で、環境行政というのはここまでよということじゃなくて、放射能の問題もございまして、もう少し枠組みを取っ払って、できるだけやれるものはどんどんやっていこうという姿勢で取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ環境審議会の先生方におかれまして、そういう姿勢でやりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を引き続きよろしくお願いしたいと考えております。

今後とも、このテーマに限らず、ご協力、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認票は、お席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで審議회를終了させていただきます。まことにありがとうございました。

— 了 —

